

## 令和8年度八戸市食品衛生監視指導計画（案）について

### 1 計画（案）策定の趣旨

食品衛生法第24条の規定により、保健所を設置する市は、毎年度食品衛生に関する監視又は指導の実施に関する計画を定め、これを公表するとともに、厚生労働大臣及び消費者庁長官に報告しなければならないこととされている。

当市では、市内における食品等の生産・製造・加工・流通等の実態、食中毒等の発生状況、施設の衛生管理状況等を踏まえて八戸市食品衛生監視指導計画（以下「計画」という。）を策定し、当該計画に基づき監視指導を実施しているところである。

### 2 計画（案）の内容

計画案は、趣旨、重点的に監視指導を実施すべき事項、食品等事業者自らが実施する衛生管理に関する事項等、監視指導の実施のために必要な事項を定めており、11項目で構成されている。

### 3 令和7年度計画からの主な変更点

#### 【第1 趣旨】

- ・基本方針から趣旨へと題名を変更し、内容を整理した。

#### 【第3 監視指導の実施体制】

- ・監視指導の対象を削除した。

#### 【第5 監視指導】

- ・「1 一般的監視指導事項」及び「3 重点監視指導事項」について、順番を変更し、項目を整理した。重点監視指導事項について、「食鳥処理業者に関する指導」及び「第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会における食品衛生対策に関する指導」の項目を追加した。また、「仕出し・弁当による食中毒予防月間」の期間を国スポ・障スポの開催に伴い6月～10月とした。

#### 【別表1 食品供給行程（フードチェーン）における監視指導事項】

- ・食鳥処理場の稼働に伴い、ア 食肉、食鳥肉及び食肉製品及びイ 食鳥卵及びその加工品について、項目を追加した。

#### 【別表3 収去検査計画】

- ・収去検査については、今年度開催される第80回国民スポーツ大会を踏まえて引き続き検査件数を調整した。弁当・そうざいは今年度と同じ50件とし、貝毒検査を削除、残留農薬等の検査7件（昨年度比3件減）、規格基準検査の検体の変更（アイスクリームを1件増、清涼飲料水を1件減）とした。また、食鳥処理場の稼働に伴い、畜水産食品の残留動物用医薬品検査に食肉を追加し、件数を2件（1件増）とした。その他の検査は昨年と同様とし、合計98件（同3件減）とした。
- ・用語説明に、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」及び「外部検証」を追加した。

#### 4 今後の予定

- (1) 八戸市ホームページ等においてパブリックコメントの実施（約1か月間）
- (2) パブリックコメントを踏まえ、必要に応じて修正
- (3) 八戸市ホームページにて公開
- (4) 厚生労働省及び消費者庁に報告